

京都労働局

令和6年度 第6回 京都地方最低賃金審議会

令和6年11月21日（木） 午前10時00分～午前10時35分
京都七条公共職業安定所 3階 会議室

●労側委員、■使側委員、○公益委員、事務局

（開始）

○清水賃金室長

おはようございます。

●■○各側委員

おはようございます。

○清水賃金室長

これから第6回京都地方最低賃金審議会の開催となりますが、事務局から報告いたします。

本日の会議は公開としており、本日は2名の傍聴者の出席があります。

本日の配布資料ですが、議事次第と提出資料1、2。それと部会長報告を机上配布しています。また、後で説明させていただきますが、第7回の異議審の案内文も机上に配布しています。

過不足はないでしょうか。

では会長、開会をお願いします。

○岩永会長

それでは、ただいまから第6回京都地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の出席状況の報告をお願いいたします。

○清水賃金室長

本日の出席状況について報告します。

公益代表委員4名、労働者代表委員5名、使用者代表委員4名、合計13名の

出席により、本審議会は有効に成立していることを報告します。

○岩永会長

本審議会在有効に成立していることを確認いたしました。

議事に入る前に、本日の議事録署名人を決めたいと思います。

労使各側どなたかお願いできますでしょうか。

使用者側は沼田委員。

■沼田委員

はい。

○岩永会長

労働者側は大西委員。

●大西（稔）委員

はい。

○岩永会長

よろしくお願いいたします。

それでは、議事の一つ目、京都府特定（産業別）最低賃金の改正決定に関する専門部会報告についてでございます。

特定最低賃金については、さる 9 月 4 日の本審議会での局長の諮問を受けた後、二つある専門部会においてご審議いただきました。

労使双方が、お互いの立場の尊重と労使合意を目指した審議を行っていただいたと思います。

その結果、今年度は 2 部会において、電気が 3 回、輸送が 3 回の専門部会を開催して結審いたしました。

本日は、各専門部会からのご報告をいただき、本審として審議をしたいと思います。

最初に事務局から、全般の状況について説明をお願いします。

○清水賃金室長

説明いたします。まず、本日の資料 2 ページ、資料ナンバー 2、京都府特定（産業別）最低賃金専門部会採決一覧をご覧ください。

電気部会、輸送用部会ともに、労使合意の全会一致により結審しております。

改定額は、電気が 49 円の引き上げで、時間額 1,074 円。輸送用は 48 円の引

き上げで、時間額 1,076 円となっています。以上が全般の状況です。

○岩永会長

それでは、各部会から審議の経過、そして結論について報告をお願いしたいと思います。

最初に、電気機械器具製造業専門部会の報告についてですが、部会長の上田臨時委員、部会長代理の寺井臨時委員が不在で、また担当の本審の委員である東委員も欠席のため、事務局から報告をお願いいたします。

○清水賃金室長

京都府電気機械器具製造業最低賃金専門部会の審議経過とその結果につきまして、部会長に代わりまして、事務局より報告いたします。

当部会の改正決定に関する報告書は、机上配布していますのでご参照願います。

専門部会は3回開催され、1回目が10月16日、2回目が10月31日、3回目が11月11日に開催されました。

第1回専門部会において、労働者側からは、特定最低賃金は未組織の労働者にとって、労使交渉の補完機能であることや、当該産業の基幹的労働者に適用されることから、セーフティネットである地賃より、相対的に高い水準の確保が不可欠。また、電気産業はわが国の基幹的産業であり、苦しいグローバル競争の中、優秀な人材確保のためにも、特定最低賃金の改定が必要であるなどの説明やご意見がありました。

使用者側からは、日本全体が実質賃金を上げていく方向であり、それを継続させないといけないが、価格転嫁が進んでいない中小企業がある中で、雇用の確保が必要である。支払能力をしっかりと見た中で、企業間の業績格差が拡大しないよう持続的な賃上げを進めていきたいなどの説明やご意見がありました。

第2回専門部会では、労使双方から、具体的な金額が提示されたうえで審議が進められましたが、結審に至りませんでした。

第3回専門部会では、これまでの議論を踏まえて金額審議を進め、最終的に労使双方に歩み寄りをしていただき、現行の最低賃金を49円引き上げて、最低賃金額1,074円にするという内容で意見の一致をみることができました。

最後に、委員全員で改めて内容を確認し、専門部会の報告書を取りまとめ、結審いたしました。

関係委員の皆様は改めて感謝を申し上げまして、電気機械器具製造業の部会報告とさせていただきます。

(清水賃金室長から岩永会長へ、報告書を手交)

○岩永会長

続きまして、輸送用機械器具製造業専門部会の報告について、部会長の植田臨時委員が不在のため、河原部会長代理から報告をお願いいたします。

○河原部会長代理

京都府輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会の部会長代理を努めさせていただきました河原でございます。

植田部会長に代わりまして、私から、当専門部会の審議経過と、その結果につきましてご報告いたします。

当部会の改正決定に関する報告書は、机上配布していますのでご参照願います。

専門部会は3回開催され、1回目が10月30日、2回目が11月18日、3回目が11月20日に開催されました。

第1回専門部会において、労働者側からは、輸送用機械器具製造業の出荷額は、全製造業の19.1パーセントを占めており、日本の経済を支える基幹産業であることに疑いはない。

しかしながら、ものづくりの現場からの人材離れは深刻で、京都府輸送用機械器具製造業最低賃金の適用労働者数は、1年間で約1,000人減っている。技術継承や生産の国内回帰の動きがある中、雇用確保のために、賃金引き上げが不可欠であるなどのご説明やご意見がありました。

使用者側からは、地賃が50円引き上げということで、昨年から大幅な引き上げが続いており、使用者側としては、それに応えないといけないことはわかっている。

しかし、業界全体として、コスト増加、エネルギーや材料費の高騰がある中、地賃からさらに引き上げるのは難しいものがあるなどのご説明やご意見がありました。

第2回専門部会では、労使双方から、具体的な金額が提示されたうえで審議が進められましたが、結審には至りませんでした。

第3回専門部会では、これまでの議論を踏まえて金額審議を進め、最終的に労使双方に歩み寄りをしていただき、現行の最低賃金を48円引き上げて、最低賃金額1,076円にするという内容で意見の一致をみることができました。

最後に、委員全員で改めて内容を確認し、専門部会の報告書を取りまとめ、結審いたしました。

関係委員の皆様は、改めて感謝を申し上げまして、輸送用機械器具製造業の部

会報告とさせていただきます。以上でございます。

(河原部会長代理より岩永会長へ、報告書を手交)

○岩永会長

それぞれ二つの部会で、3回にわたる精力的なご審議の末、部会長報告をまとめていただきまして、ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問、ございますでしょうか。

●■○各側委員

(質疑なし。)

○岩永会長

それでは、答申としてまとめたいと思います。

これまでの慣例では、専門部会において、労使合意による全会一致、いわゆる白マルにより結審した特定最低賃金については、一括して採決をしているところでございます。

今回も、この慣例に従いまして、2業種一括して採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

●■○各側委員

(異議なし。)

○岩永会長

それでは、ただいま報告のありました二つの専門部会について、それぞれの部会報告をもって審議会の答申内容とすることについて、一括して採決を取ります。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

○岩永会長

全員ですね。反対の方、挙手をお願いします。

ないですね。採決の結果、賛成12名、反対0名ですので、二つの部会、専門部会報告の内容をもって、局長あてに答申をすることにします。

事務局で答申文案の作成をお願いします。

○清水賃金室長

別室で答申文案を作成しますので、作成までの間、しばらくお待ちください。

(文書作成のため中断)

(事務局より、岩永会長へ答申文案の内容の確認を依頼)

○岩永会長

これで配布をお願いいたします。

(答申文案の配布)

○岩永会長

お待たせいたしました。

それでは、以上２業種の特定最低賃金の改正決定について、審議会として、各専門部会長報告どおりに改正決定する旨の答申をしたいと思います。

事務局から答申文案の説明をお願いします。

○清水賃金室長

答申文案を読み上げます。

京賃審発第 36 号

令和 6 年 11 月 21 日

京都労働局長 角南 巖 殿

京都地方最低賃金審議会会長 岩永 昌晃

令和 6 年度京都府特定（産業別）最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 6 年 9 月 4 日付け京労発基 0904 第 1 号をもって貴職から諮問のあった下記最低賃金にかかる標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙 1 及び別紙 2 のとおりの結論に達したので答申する。

記

1 京都府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

2 京都府輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業最低賃金

次のページにいきまして、別紙 1。

京都府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること

1 適用する地域

京都府の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- (2) 電気機械器具製造業
- (3) 情報通信機械器具製造業
- (4) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（1）から（3）までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中の者
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
 - ロ 部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ取りの業務
 - ハ 手作業による検数、選別、包装、材料若しくは部品の取りそろえ又は洗浄の業務
 - ニ 塗装若しくはメッキにおけるマスキング又は防さび処理の業務
 - ホ 書類等の事業場内集配又は複写の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,074円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

続きまして、次のページの別紙2にまいります。

京都府輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること

1 適用する地域

京都府の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 輸送用機械器具製造業（自転車・同部品製造業を除く。）
- (2) 建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業
- (3) (2)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (4) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（1）又は

(2) に掲げる産業に分類されるものに限る。)

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者

(2) 雇入れ後 6 月未満の者であつて、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は賄いの業務

ロ 部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ取りの業務

ハ 手作業による検数、選別、包装、材料若しくは部品の取りそろえ又は洗浄の業務

ニ 塗装若しくはメッキにおけるマスキング又は防さび処理の業務

ホ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う簡易なさび止め、さび落とし又は塗装の業務

ヘ 書類等の事業場内集配又は複写の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1,076 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

以上でございます。

○岩永会長

答申文については、ただいまの内容でよろしいでしょうか。

●■○各側委員

(異議なし。)

○岩永会長

それでは、ただいまの内容をもって局長への答申文にいたします。

事務局は答申文を作成してください。

○清水賃金室長

別室で答申文を作成しますので、作成までの間しばらくお待ちください。

(答申文、作成中)

(岩永会長から角南労働局長へ、答申文を手交)

○清水賃金室長

それでは、京都労働局長からごあいさつを申し上げます。

局長、よろしくお願いいたします。

○角南労働局長

一言お礼を申し上げたいと思います。

ただいま令和6年度の2業種の特定最低賃金の改正につきまして、ご答申をいただきました。

委員の皆様方には、9月4日に諮問を申し上げて以降、ご多忙にもかかわらず、各産業を取り巻く経済・雇用情勢に配慮した慎重なご審議を賜りました。

9月に諮問させていただいた2業種の特定最低賃金につきまして、専門部会における真摯なご審議、労使合意による結審に向けたご努力により、本日ここで、白マルでの答申をいただいたところでございます。ほんとうに心より感謝を申し上げます。

今後、労働局といたしましては、地域別最低賃金と同様に、この特定最低賃金の周知・広報、並びに履行確保に全力を尽くしてまいります。

本日のご答申、誠にありがとうございました。

○岩永会長

答申を終えましたところで、労使各側から、本年度の審議につきまして総括のご発言ございましたらお願いしたいと思います。

大西委員お願いします。

●大西（幹子）委員

大西でございます。

総括と言いますか、今回の特定最賃の必要性の審議のところでのことを、意見と言いますか、感想と言いますか、述べさせていただきたいと思います。

ここ数年、必要性審議については、専門部会で必要性審議を決定していただきたいということで訴えをさせていただいておりました。なかなかご理解いただけずに、今年についても、全員協議会の中でというようなことになりました。

そのような中で、関係労使の意見聴取を提案させていただいたところ、それでということで、関係労使も行っていました。

しかしながら実際には、労側のみの意見となった、労側からの聴取ということになったことにつきましては、非常に残念でならないというところでございます。

やはり関係の使用者側の委員の皆さんにも、委員じゃないですね、使用者側の方のご意見、間接的ではあったとしても、我々が納得できるようなご意見がいただけたらなということが、非常に心残りであるということでございます。

引き続き、専門部会で、その業種に精通した方のご意見がいただけるような場を何とか作っていただくというようなことを引き続き述べさせていかせていただきたいと思いますと考えております。以上です。

私の意見にちょっと補足がありましたらお願いしたいのですが。

○岩永会長

はい。

●門野委員

ＵＡゼンセンの門野でございます。私からも、少しご意見させていただければと思います。

ここ数年、私も委員になりまして、特賃の審議について、数年間の流れを見てきたうえでの感想ということで述べさせていただきたいと思いますが、使側委員さんの対応については、残念ながら、少し誠実さに欠けるのではないかな、というふうに私は個人的に考えております。

ＵＡゼンセンですので、流通産別としまして、今年度につきましては、ドラッグストア等を新しく入れた枠組みとして新設を目指しましたがけれども、残念ながら必要性ありにはなりませんでした。

理由につきましては、使側委員さんから三ついただいております。もう一度、思い出していただくのも含めて申し上げたいと思うのですが、百貨店につきましては、右肩下がりの業種であるということが一点。それから業態として、流通業ではないということが二点目。そして、差が２円しかないという、この三点が理由でございました。

改めて反論だけさせていただきたいと思うのですが、百貨店が右肩下がりの業種であるということにつきましては、本審の１回目の資料の１２ページのところに、京都府のほうで付けていただいている資料の消費の部分を見ていただきますと、百貨店の売り上げ、販売額が出ております。私が計算を間違っていると桁が違ふかもしれませんが、京都府では昨年度で２,５０３億円、２,５００跳んで３億４００万円強の売り上げであるというふうに書かれておりますので、次のページ、１３ページにドラッグストアの部分もありますが、業界だけ見ていただくと、ド

ラッグストア 1,493 億円ということですので、百貨店のほうが、規模は、明らかに大きな産業であるというふうに言えると思います。右肩上がり、下がりなのかどうなのかではなくて、規模感で言った場合は、十分に可能性としてはあり得るのではないかなというふうに思います。

あと、業態として流通業ではないということにつきましても、これも反論しておりますが、4月が変わった産業分類上、明らかに小売業の枠組みに入っているわけですから、それを理由にされても理解はできないというふうに思っています。

協定最下限の差が、地賃との金額差が2円しかない。これがいちばん、まだ納得できる理由なのかなというふうには思うのですが。我々も申し上げましたけれども、1円にこだわって新設の申出をしているわけですので、そこについて、ちゃんとした反応をいただきましたかったなというふうに思っております。

このような理由にならない理由によって必要性なしというふうになったのですけれども、使側の委員さんとして流通業界のところに関して何か調査とか研究といったものをされたのかなというのが率直な疑問でございます。もしそういった調査等をされたのであれば、前回の必要性審議のときに聞かせてほしかったなあというふうに思っております。

この場につきましては、使側委員の理解が進むように、労側委員がすべてプレゼンをしないといけないのかなというふうにちょっと疑問を持っております。私の認識としましては、労側委員としては、必要性はあることをしっかりとアピールしてプレゼンをすると。使側委員さんにつきましては、いやもうそれは必要ではないよ、ということを逆にプレゼンしていただく場なのかなというふうに考えております。

そういう意味におきまして、先ほど申し上げたように、少し誠実さに欠けるのではないかなというふうな言い方をさせていただいた次第でございます。

以前のように、流通産業出身の委員さんがおられましたら、百歩も譲って理解もするのですけれども、おられないのであれば、やはり事前に調査をしっかりとさせていただいたうえで話をさせていただかないと、納得性がなかなか出ないと言わざるを得ないかなというふうに思っております。

であるならば、以前から申し上げておおり、当該産業の労使での必要性審議、これを行うことが、公労使ともに納得性があることなのかなというふうに思いますので、ぜひ来年はそうしていただきたいと思います。以上です。

○岩永会長

ありがとうございました。

ただいま労働者側のほうから総括のご意見がございましたが、使用者側から

何かございましたらお願いします。

それでは、千原委員お願いします。

●千原委員

使用者側の総括ということでお話しさせていただきます。

今、労働者側から、特定最賃の業種の選定等につきまして、いろいろとご意見をいただきました。なかなか今、労働者側のご意見と使用者側の意見が擦り合っていない状況ではございます。

ただ、この点につきましては、今の労働者側のご指摘を真摯に受け止めまして、来年度も引き続き、その点につきまして議論を深めさせていただければなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

2業種に関しましては、使用者側の意見も組み入れていただきまして、白マル結審できたと、労働者側のほうも歩み寄っていただいたということで、労働者側に大変感謝しております。

また、それを取り持っていただきました公益の委員の方にも、改めて感謝を申し上げます。

使用者側としましては、以上でございます。

○岩永会長

ありがとうございました。

地賃のほうはかなり大幅な引き上げが続く中で、特定最低賃金のほうの意義というか、機能というか、そのあたりのところがなかなか難しくなっているというのがここ数年の状況だと思います。

その中で今回、2業種につきまして、労使歩み寄りの中で、白マルで決めることができたということは大変よかったと思っているところでございます。

他方で、ここ数年のことですが、特定最低賃金の改正の必要性の審議をどうするのかということについては、なかなか労使で意見の一致を見ないところでございます。

その中で今年度は、全員協議会の中で関係労使の意見聴取をするということで、昨年度までとは違った試みもあったところでございます。

公益委員としては、基本的には、特定最低賃金というのは、労使のイニシアチブに基づいて行っていくということでございますので、来年度、あるいは水面下でも、労使のほうで話し合いを進めてその必要性の審議についてもしっかりと、どこで行うのか含めて議論していただければありがたく存じます。

それ以外に、何かご発言なさりたい方とかいらっしゃいますでしょうか。

●■○各側委員
(発言等なし。)

○岩永会長

それでは、事務局から、今後の日程などについて説明をお願いいたします。

○清水賃金室長

今後の日程について、説明いたします。

本日、答申をいただきました二つの特定最低賃金につきましては、本日中に公示して、あわせて答申に対する異議の申し出の公示を行うこととしております。

異議の申し出につきましては、期限が12月6日金曜日となります。

12月6日までに異議の申出がなければ、公示内容で決定し、官報公示を経て、発効することになります。

官報公示予定は12月20日。発効日は1月19日の見込みです。

もし12月6日までに異議の申出があれば、その取扱いをご審議いただく審議会、異議審を開催することになります。

異議審の日程につきましては、ご案内を入れているとおり12月10日火曜日、午前11時から、京都労働局で開催することを予定しています。

異議の有無につきましては、委員の皆様には、事務局から適宜ご連絡します。最終的には、12月9日月曜日の朝にご連絡します。

異議審がなければ、本年度予定されている本審議会は、本日にて終了することになります。

事務局からは以上です。

○岩永会長

日程あるいはそれ以外のことも含め、何かご質問等、ございますでしょうか。

なければ、本日の審議会は、これで終了いたしたいと思います。

どうもありがとうございました。

●■○各側委員

ありがとうございました。

(終了)